

入札契約の適正化に関する主な検討課題について

1. 基本認識

国・地方公共団体の財政状況の悪化、建設業における過剰供給構造の深刻化等の変化が、現在の入札契約に対し、どのような影響を与えていると考えるか。また、どのような基本的な認識の下で、今後の入札契約の改善に取り組むべきか。

2. 情報の公表

情報公表の徹底は、すべての行政事務の基本となるものであるが、特に、公共工事の入札契約に関しては、どのような点に配慮すべきか。また、すべての団体に対し情報公表の徹底を図るためには、どのような方法が有効か。

3. 入札契約の方式

- (1) 入札契約の方式については、基本的な動向として、従来の指名競争入札から、公募型指名競争入札や制限付一般競争入札へと移行しつつあるものと見られるが、発注者、受注者のそれぞれに対し、どのような影響を与えているものと評価するか。また、どのような課題があるか。
- (2) 現在の入札に当たっては、最も価格の低い入札者を自動的に落札者とするのが基本とされているが、コストに対し最も価値の高い調達を実現する観点から、価格だけでなく技術力を評価する方式や、入札だけでなく受発注者が交渉を行う方式等が試みられている。これらの新しい入札方式について、どのように評価すべきか。また、どのような課題が存在しているか。
- (3) 特に、公共工事の品質の向上を図るインセンティブが不足しており、これを改善するためには入札における技術提案の評価、工事成績の評価、以降の入札における評価結果の反映等が重要であるとの指摘があるが、どう考えるか。また、その普及を図るための隘路は何か。
- (4) 競争参加資格の確認等にあたって市場の評価を活用すべきという意見がある。こ

れまでも、履行保証の保証割合の引上げを実施したほか、入札ボンド制度導入の検討などが行われているが、どのような方策が考えられるか。

- (5) これらの新しい入札契約が、建設業の健全な発展に対し、どのような影響を与えるものと期待できるか。

4. 不正行為の防止のための措置

- (1) 不正行為を防止する観点から、入札監視委員会の設置、入札時における工事費内訳書の提出、発注者から公正取引委員会への談合情報の通報等の様々な対応が取られているが、これらの措置についてどのように評価するか。また、課題は何か。
- (2) 発注者による指名停止・違約金、独占禁止法に基づく課徴金など、不正行為に対するペナルティが関係各機関により実施されているが、現在のこれらの措置について、どう評価するか。また、適正で効果的なペナルティの実施のためには、どのような改善が望まれるか。

5. 適正な施工の確保

- (1) 適正な施工を確保するためには、入札契約において品質向上のインセンティブを建設業者に与えることに加え、工事の監督検査、出来栄への評価を適切に行うことが必要と考えられるが、現実的には、技術職員がまったくいない地方公共団体も少なくないなど、その実行は必ずしも容易でない。このような現状の中で、どのような取組みを推進すべきか。
- (2) 公共工事の品質の確保や建設業の健全な発展の観点からも、ダンピング受注の排除を徹底すべきとの意見があるが、どのような取組みを行うべきか。

6. 入札契約の改善に当たっての留意事項

- (1) 発注者によってその業務執行体制やノウハウの蓄積等に大きな差があるが、どのような配慮を行うべきか。また、これらを踏まえた上で、入札契約の適正化を推進するためには、国はどのような取組みを行うべきか。
- (2) 公共工事の入札契約の改善が、より価値の高い調達の実現だけでなく、建設業の健全な発展につながる必要があると考えられるが、具体的にはどのような点に配慮すべきか。